

令和3年7月6日

保護者様

基山町教育委員会
教育長 柴田昌範

「基山町学習用パソコン等借受申請書」の提出及び借受に伴う破損等への対応について(お知らせ)

日ごろより、本町教育へのご理解、ご協力いただいておりますことに厚く感謝申し上げます。

さて、昨年度末に端末及び高速ネットワークの整備を済ませ、今年度4月からは、小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒一人一人にそれぞれ一台のタブレット端末(Chromebook)を貸与し、授業において活用を始めました。この夏休みには、端末を家庭へ持ち帰り、課題にも取り組ませる予定としております。

つきましては、夏休みに家庭への持ち帰り学習を開始するため、下記の事項をお子さんと共に確認していただき、右面の借受申請書に保護者名をご記入の上、7/14(水)までに学校へ提出をお願いします。

記

1. 端末使用の期間について

- ・タブレット端末は、卒業するまで大切に扱うようお願いします。(卒業年度の修了式前まで貸与)

2. 故障・破損等への対応について

- ・ 通常使用による故障やバッテリーの寿命、あるいは、破損した状況からやむを得ない事情での故障・破損であると判断した場合は、基山町教育委員会が修理費を負担します。
- ・ 児童生徒本人の明らかな過失により故障・破損した場合は、原則として保護者の責任において修理費等を負担いただくこととなります。基山町教育委員会は、学校を通して保護者から修理等の依頼を受け、指定業者へ連絡して修理を依頼します。
- ・ 家庭で端末が盗難にあった場合も原則、保護者の負担となります。警察へ盗難届を提出すれば、ご家庭で加入されている保険によっては補償の対象となる場合があります。
- ・ 不測の事態に備える保険加入は、あくまで任意ですので、各家庭で加入されるかどうかをご検討ください。佐賀県PTA連合会小中学生総合保障制度(こども総合保険)などは、学校等からの借用物に対する賠償責任への保障があります。また、各種保険の特約にも日常生活における賠償特約等が付いている場合がありますので、ご家庭でご加入済みの保険の内容をお確かめください。

3. その他

- ・ 使用のルール等が守られない場合、タブレット端末の使用を制限することがあります。
- ・ 貸し出した端末について、子供たちが家庭で適切に端末を使用して課題を行っているか、学習履歴等を学校で定期的に確認することとしております。

様式第1号(第9条関係)

基山町学習用パソコン等借受申請書

令和3年7月 日

基山町教育委員会教育学習課長様

基山町学習用パソコン等貸与規程により、学習用パソコン等を利用したいので、次のとおり申請します。なお、利用にあたっては、以下の貸与条件及び基山町学習用パソコン等貸与規程を遵守します。

- 1 学校名 基山町立
- 2 児童生徒氏名 年 組 番
- 3 保護者氏名
- 4 貸与端末名 NEC Chromebook Y2
- 5 貸与期間 卒業年度の修了式前まで貸与

貸与条件

1. 利用者は、その貸与を受けた時から貸与物品について保管管理などの義務を負うものとする。
2. 貸与物品の利用にあたっては、利用者は次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸与物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸与物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 貸与物品を、学習活動以外に使用すること。
 - (4) 貸与物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (5) その他、この規程の目的及び貸与決定書に記載される遵守事項に反すること。
3. 利用者は、教育学習課長又は学校長から貸与物品の運営間にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
4. 学習用パソコンの充電に係る経費は、利用者の負担とする。
5. 利用者は、貸与物品を亡失したとき又は貸与物品が損傷したときは、直ちに貸与物品亡失・損傷届を教育学習課長に提出しなければならない。
6. 利用者の故意又は過失により貸与物品を亡失したり損傷を及ぼしたりした場合には、修繕費等の原状に復旧する費用は、利用者の負担とする。
7. 利用者は、貸与物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により町又は第三者に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負う。
8. 町又は町立学校は、町又は町立学校が意図しない貸与物品の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
9. 利用者は、学校長が別に定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。
10. 貸与期間中であっても、町又は町立学校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸与を中止することがある。
11. 利用者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
12. その他、学習用パソコン等の利用に際しては、町及び町立学校の指示に従うものとする。